

全国初！ 模擬労働委員会を開催

－ 健全な労使関係樹立にむけて －

5月23日、札幌市内で、労働委員会の「不当労働行為救済制度」について、その申し立て・調査・審問などを実践的に学習する「模擬労働委員会」研修を開催しました。

健全な労使関係を築くためにも労働組合は必要です。しかし、労働組合結成時に経営側の法律の知識や理解不足により、団体交渉の拒否や不誠実な団体交渉、また組合員であることを理由にした解雇や不利益な取り扱いなど「不当労働行為」が発生する場合があります。



この「不当労働行為」に対し、労働組合は労働委員会に救済を申し立てる場合があります。今回の研修は、労働委員会の「不当労働行為救済制度」の申し立て・調査・審問などを実践的に学習するものです。



研修は、田島恵一 連合中央アドバイザーによる「労働組合結成時の組織運営・対策と労働委員会の活用」と題した講演から始まりました。

その後、2つのグループに分かれ、自治労 松岡敏裕組織拡大部長、札幌パートユニオン 新野勝昭会長をアドバイザーに、「不当労働行為救済申立書」を作成し、労働委員会に救済を申し立てる設定です。

模擬労働委員会は、元北海道労働委員会会長であり、国内で不当労働行為研究の第一人者でもある道幸哲也北海道大学名誉教授を「公益委員」役とし、「労働者参与委員」役に運輸労連 山田新吾事務局長、「使用者参与委員」に斎藤勉 連合北海道組織対策局長を配役。

被申立人である使用者側には、「代理人弁護士」役に山本功 札幌地区連合副事務局長、「補佐人」は社長役に田島アドバイザー、皆川洋仁組織対策局次長が専務役となり、「調査」から始まりました。

通常は、申立人・被申立人が同席せず、別々に「調査」が行われますが、今回は、申立人役（参加者）が被申立人・使用者側の発言等を知ることが出来るよう、一同に行いました。

被申立人の争点をはぐらかす発言や不適当な発言には、参加者がエキサイトする場面もあり、また道幸公益委員（役）の鋭い指摘と決断を求める提案には困窮する場面もあるなど、実り多いものとなりました。

連合北海道は、今後も様々な形で「攻め（組織拡大）と守り（合理化対策）と人材教育」に全力で取り組みます。



グループワークで「救済申立書」を作成。



公益委員役の道幸教授の厳しい目線↑



←とぼけた発言で煙に巻く社長



にこやかに開き直る弁護士の胸に注目→



「和解提案」を拒否する申立人↑